

情 個 審 第 4 1 号

令和8年1月26日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和7年1月10日付け建指諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の個人が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切、あるいは宅地建物取引士免許を所持していると分かる書類一切」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第224号）

（情報公開答申第192号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和6年6月25日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求（以下、各請求を合わせて「本件開示請求」という。）をした。

(1) 「令和○年○月○日付 建指指令○○号関連

『○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切』、あるいはこの○○○○氏なる人物が『宅地建物取引士免許を所持していると分かる書類一切』（宅地建物取引士登録簿登録証明願を含む）」

(2) 「令和○年○月○日付 建指指令○○号関連

『○○○○』（茨城県知事許可 第○○○○号）代表『○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切』、あるいはこの○○○○氏なる人物が『宅地建物取引士免許を所持していると分かる書類一切』（宅地建物取引士登録簿登録証明願を含む）」

(3) 「令和○年○月○日付 建指指令○○号関連

『○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切』、あるいはこの○○○○氏なる人物が『宅地建物取引士免許を所持していると分かる書類一切』（宅地建物取引士登録簿登録証明願を含む）」

2 実施機関の決定及び通知

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、次のとおり特定を行った。

ア 「○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切、あるいは同氏が宅地建物取引士免許を所持していると分かる書類一切（宅地建物取引士登録簿証明願を含む）」

イ 「○○○○（茨城県知事許可第○○○○号）代表○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切、あるいは同氏が宅地建物取引士免許を所持していると分かる書類一切（宅地建物取引士登録簿証明願を含む）」

ウ 「〇〇〇〇氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切、あるいは同氏が宅地建物取引士免許を所持していると分かる書類一切(宅地建物取引士登録簿証明願を含む)」

(2) 実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、不開示決定を行い、令和6年7月3日付け建指第43号により、審査請求人に通知したが、同年8月2日付けで、当該処分を取り消した。

(3) その上で、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和6年8月2日付け建指指令第62号により、審査請求人に通知した。

実施機関は、当該通知において、本件処分の理由として、本件行政文書の存否を答えること自体が、特定の個人に係る宅地建物取引士の資格登録の有無を開示することとなり、条例第7条第1号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、同号の規定により不開示となる文書である旨を示した。

3 審査請求

令和6年9月22日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を全面的に取り消し、請求内容の全面開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書における主張

ア 審査請求人は最初から「個人を識別できる情報を持って」「その情報を提示した上で」開示請求を行なっている。既に審査請求人には分かっている内容である。従って、本件開示請求において、実施機関が公開を許可したからと言って、その許可によって個人を識別し得るものとなるわけではない。既に明らかなのである。

請求趣旨だが、審査請求人が求めた「〇〇〇〇」なる人物は、次の4つの業務に係る資格詐称を行ない、それを自ら認めている。

(ア) 〇〇〇〇

(イ) 〇〇〇〇

(ウ) 〇〇〇〇

(エ) ○○○○

加えて、宅地建物取引士の合格を示唆、黒塗りをされた登録証明書を SNS で提示している。提示しているが自身の名前部分まで黒塗りしているので、「誰の証明書か分からない状態」である。よって、本当に宅地建物取引士の資格を持っているかどうか確認のために、審査請求人は本件開示請求を行なった。調査、研究、社会正義のためであり、何ら恥じ入るものではない請求理由である。

また、公開することが、「個人の権利利益を害する恐れ」に繋がるのだろうか。答えは「否」である。そもそも、○○氏本人が、自身の本名、実名を広く公開している事実もある。また、この開示によって、宅建士の登録が証明されるなら、本人にとって喜ばしいことである。逆に証明されない場合は、本人は法的責任を取らねばならない。この法的責任、あるいは社会的責任を取ると言う事は、「個人の利益を害すること」とはならない。なぜなら、資格詐称は違法行為であり、犯罪行為である可能性が高いからである。公開しないことで、何らかの犯罪が助長される恐れも考えられる。

仮に、茨城県が、○○氏の登録がないことを知ってもなお、何も行動しないのであればそれはそれで問題である。

刑事訴訟法第 239 条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

以上が、不開示決定書①○○○○氏に当たる部分についての審査請求人の考えである。

イ ②○○○○代表/○○○○氏について

こちらも個人を識別できる情報を請求人が予め示しての開示請求となる。

「○○○○」(茨城県知事許可 第○○○○号)

○○○○○○○○

なお、建設業許可は、○○○○年○月○日で期限切れ、更新はされていない。

条例 7 条第 1 号「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」に該当すると思われる。建設業許可は切れても、建築工事業を廃業したわけではないからである。500 万以下の工事、または 150 m²以下の木造工事は可能である。不動産紹介事業をしているかどうかまでは不明であるが、宅建に関わる事業をしていることは明白である。従って、審査請求人が確認のため、本件開示請求を行う事は合理性があるケースと言える。

ウ ③○○○○氏に関わる請求について

こちら、○○氏が代表を務める「合同会社○○」の会社登記を、本件開示請求時に添付させ、請求の合理性を証明済みである。○○○○氏本人が公開している情報程度では、宅建士合格の証明がなしえないため、周辺人物と重複がないかの調査の一環であり、審査請求人による開示請求

内容には合理性がある。

審査請求人は、請求内容に関わる人物の個人情報に全て把握しており、個人情報を指定した上で本件開示請求を出している。従って、実施機関が開示許可を出したからと言って、実施機関が個人を識別できる情報を出すわけではないので、不開示決定書第62号の不開示決定理由には意味が無い。それでも不安であれば、名前と登録年月日、登録番号以外は黒塗りにすればいいだけである。

公開することが、「個人の権利利益を害する恐れ」にもならない。合格の上登録が間違いなければ、本人の主張の正しさを補完することになる。逆に虚偽であるならば、法的責任を取らねばならない。取らねばならない責任を取る結果になったとしても、それは本人の不徳に致すところであり、それを持って「個人の権利利益を害する」とは言えない。

仮に不開示決定としても、当該書類の存在、不存在さえ示さない理由とはならない。不存在な場合は不存在を出しても、対象者の不利益になるとは考えにくい。

以上の事から、審査請求人は当該文書の存在、不存在さえ示すことなく、全面不開示決定をした実施機関の決定は誤りであると考え。本件処分は全面取消の上、開示請求書のとおり全面開示をここに請求するものである。

(2) 反論書における主張

ア 実施機関は、弁明書5(2)イ(下記第4の2(2)イ)で、不可解な弁明を行なっている。「本件開示請求は、特定の個人を名指しした請求であり、本件対象文書が仮に存在するとすれば、当該文書には、特定個人の住所、氏名及び生年月日が記載されており、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条1号の不開示情報に相当する」と述べられている。

実施機関が所有する行政文書は大量であり、この中から対象文書を探し出すためには、識別するための情報が必要である。従って、審査請求人側が、対象文書に書かれているであろう氏名、住所をきちんと記載した上で、開示請求を行う事に不自然さは全くない。そもそも、識別情報がなければ、開示請求は不可能である。従って、審査請求人が個人の氏名を記載したことに問題はないし、それを持って本件開示請求を否認することは論理的ではない。

次に、当該文書には「住所、生年月日が記載されている」事を問題視しているが、その部分は「黒塗り」すれば解決出来る事であり、わざわざ弁明書に書く意味がない。

イ 続いて、弁明書5(2)ウ(下記第4の2(2)ウ)について反論する。

(ア) (ア)では、「当該文書には、特定の個人に関わる宅地建物取引士に関わる情報が記載されているが、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にする事が予定されてる情報ではない

ことから、条例第7条第1号ただし書アには該当しない」とある。

法令の規定には公開しなければいけないとの記載はないのだろう。しかし、「慣行でそうでない」となぜ言い切れるのか。本件は、〇〇〇〇氏なる人物が、〇〇〇〇や〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などの資格詐称を長年に渡って行い、それが発覚、〇〇氏自身がSNS上で公に全面謝罪したことに端を発している。それに加え、先頃では「〇〇〇〇の詐称をしていた」ことまで判明している。ここまで資格詐称を行なう人間は、茨城県内だけでなく、日本全体を見ても、私は知らない。こうした事情が公になっている以上、一般社会常識的に考えて、〇〇氏の言う「宅建資格だけは間違いなく保持している」との内容が、事実なのか、調べられるのは当然のことである。

そもそも「慣行」とは何を差すのか。

様々な状況に応じて対応していくこと、臨機応変に対応することなどを「慣行に外れてる」とまでは言い切れない。

また、「公にすることが予定されている情報ではない」と、なぜ、言い切れるのか。宅地建物取引業法が改正されるされない、その他、何らかの国からの通達等による変更があるかないかなど、県レベルで分かるはずがない。

(イ) (イ)については、高裁の判例が出ている。まずこの判例を実施機関は曲解をしている。こちらの言う情報公開法と、条例は別物である。処分庁が弁明書に書いてる根拠は「茨城県の情報公開条例第7条」である。この高裁判例は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」のことである。例え、内容が一部適合する部分だったとしても、これを全てそのまま完全にイコールで当てはめる事は出来ない。法律と条例では、法律の方が上であるから、条例にも、この判例が当てはまると考えてるようだが、それは法律と条例の定義としての運用を考えればそうであるが、裁判結果をそのまま違う条例に当てはめて構わないという法律はない。

つまり、参考にすることは出来るが、完全にイコールではない。日本の自治体や行政は、こうした形で「こうなんだ」と言ってくるが、それが法律だった試しはない。ただ、自分たちが取り上げたい一つの例に過ぎず、こうしたいからこうなんだと言い放ってるだけの話である。どうしても裁判事例を出したいのならば、「茨城県情報公開条例に関連した判例」を持ってくるべきである。

次に、宅建資格に関する情報開示請求が、「人の生命、健康、生活または財産を保護するために公にする情報ではないので開示対象外」とまでは、この判例は断定していない。情報公開法5条に関しての注意点を一般論として述べているに過ぎない。また、不自然な判決文途中からの切り取りなので、正確な引用なのかどうかも、この弁明書の記載方法では分からない。

主権者たる国民が生きていく上で、「衣食住」は欠かせない。そのうちの「住」「財産」に関することにもかかわらず、「その対象では

ない」と断定的に言い切るところに、あなたたちの傲慢さがある。「住」や「財産」に関することであるのは明確であり、情報公開法第5条、条例第7条の条文をそのまま取れば、また様々な経緯を考えれば、開示するのが、妥当、至極当然であろう。

ウ 弁明書5（3）（下記第4の2（3））について

識別した情報を示せなければ、そもそも開示請求は出来ないため、この主張全般には意味がない。住所や生年月日は黒塗りすればいいだけの話である。そもそも、情報公開法、条例には、「個人の名前で開示請求をしてはいけない」などと言う条文はない。あくまでも、開示請求を悪用した個人情報の取得目的を避けるため、あるいは個人情報保護の観点から、整合性を取ってるだけで、「情報公開をいかにしないで済むか」の視点での条文構成ではない。この法律の趣旨は、主権者たる国民には、行政庁、自治体が持つ様々な情報は積極的に公開して行く為の法律、条例である。そうした法律趣旨を理解しようとせず、既に特定され、識別情報として示しているにもかかわらず、開示できないというのは単なる怠慢的行為に過ぎない。

〇〇氏本人が、度重なる資格詐称を行ない、それを公に認めてる上で、宅建資格保持を語っている以上、その件について開示することが、〇〇氏本人の利益を害するとは言えない。却って、自身の主張を補強するものとなる可能性があるのだから、問題はないと考えられる。

エ 弁明書第5（4）（下記第4の2（4））について

（ア）ア（下記第4の2（4）ア）について

私はたくさんの開示請求を行なってきた。行政、自治体が行なってる開示請求には法律や条文では一律的に扱えない、計れないものが多く、よって個別事情などを勘案し、取り扱っているのが実情である。にもかかわらず、「個別事情など知ったことではない」と言った主張は、実情に即していない。

（イ）イ（下記第4の2（4）イ）について

そもそも、実施機関は一度、「不存在」との回答を出してきている。それを審査請求人の許可もなく、勝手に「存否も言えない」と変更してきたのは実施機関である。一度、正式に「不存在」を回答したにもかかわらず、本来は存否も言えないなどと強弁するのは、明らかに行政の不作为である。

個人を識別した上で、開示請求する書類を指定しなければ、山のようにある書類からどうやって、その書類を見つけるというのか。繰返しになるが、住所や生年月日を黒塗りにすれば事足りる話なのである。ましてや、弁明書を散々待たせた挙げ句、一般常識的に忙しい事が明白な、年末近くになってからようやく弁明書を送ってくるなど、審査請求人に対する嫌がらせとしか思えない。

（ウ）ウ（下記第4の2（4）ウ）について

意味のない弁明である。宅地建物取引士は国家資格であり、不動産の売買、賃貸する時には不可欠な資格である。公の資格であり、それ

こそ、個人が個別に確認するだけで解決する問題ではない。そもそも、実施機関が開示請求において、個別の事情は知ったことではないと弁明書に書いたのではないか。他の法律を持ち出して来て、一体、何を言っているのか。

〇〇氏本人が、この資格保持を公開し、かつ、宅建の登録証明書じみた書類をSNSで公開してるのである。それが事実かどうか、本件開示請求によって調べることは、本人社会共に資する行為、公共の福祉に役立つ行為である。よって、この弁明には意味がない。

以上により、この弁明書は取り上げるに値せず、審査請求人が提出した開示請求のとおり、全面開示を強く求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件処分には違法又は不当な点はないと考える。

2 本件処分の理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人に関する宅地建物取引士資格登録申請書、宅地建物取引士資格登録簿、宅地建物取引士証交付申請書及び宅地建物取引士資格登録簿登録証明願である。

(2) 不開示部分の該当性について

ア 条例第7条第1号においては、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報であるとされ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ 本件開示請求は、特定の個人を名指しした請求であり、本件行政文書が仮に存在するとすれば、当該文書には、特定の個人の住所、氏名及び生年月日が記載されており、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

ウ 次に、本件行政文書が、条例第7条第1号ただし書のアないしウに該当するか否かについて検討する。

(ア) 条例第7条第1号ただし書アの該当性について

本件行政文書が仮に存在するとすれば、当該文書には、特定の個人

に係る宅地建物取引士に係る情報が記載されているが、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イの該当性について

当該規定は、個人に関する情報であっても、なおこれに優越する公益が認められる場合に開示を認める規定である。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報の範囲については、「限局的に解すべきであり、情報公開法5条1号及び2号が保護する上記各利益を犠牲にしてまで当該文書を開示しなければならない差し迫った危険、人の生命等を保護するために公にする具体的現実的な必要性が認められた場合にのみ例外的に開示すべきである。」(大阪高等裁判所平成24年11月29日判決)とされている。

本件行政文書が仮に存在し、当該文書を開示した場合に公になる情報は、特定の個人に係る宅地建物取引士資格に係る情報である。

当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書イにも該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウの該当性について

本件行政文書が仮に存在し、当該文書を開示した場合に公になる情報は、特定の個人に係る宅地建物取引士資格に係る情報である。

当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書ウにも該当しない。

エ 上記のとおり、本件行政文書は、条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

(3) 条例第10条(行政文書の存否に関する情報)該当性について

条例第10条においては、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

本件行政文書が仮に存在するとすれば、当該文書には、宅地建物取引士に関する特定の個人に係る情報が記載されている。

このため、その存否を明らかにするだけで、特定の個人の宅地建物取引士に関する資格保有の有無を開示することとなる。当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別するものであり、条例第7条第1号該当の不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、個人を識別できる情報を提示した上で本件開示請求を

行っているため、既に審査請求人には分かっている内容であり、開示したからといって、個人を識別し得るものではない旨主張するが、情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求人に分かっている内容の情報かどうか等の個別的事情によって開示又は不開示の決定が影響されるものではないため、審査請求人の主張は認められない。

イ また、審査請求人は、開示請求した文書の存在、不存在さえ示すことなく、全面不開示とした決定は誤りであると主張しているが、本件開示請求は、特定の個人を名指しして行われたものである。そのため、本件開示請求に対して、本件行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を通知し、存在しない場合は存在しない旨を通知すると、特定の個人の宅地建物取引士に関する資格保有の有無を開示することになる。当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別するものであり、条例第7条第1号該当の不開示情報を開示することになるため審査請求人の主張は認められない。

ウ なお、宅地建物の取引に当たり、相手方が宅地建物取引士かどうか確認する必要がある場合には、宅地建物取引士は、取引の相手方から請求があったときは、宅地建物取引士証を提示しなければならず(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第22条の4)、また、宅地建物取引士は、宅地建物取引の当事者に重要事項説明を行なう際には、説明の相手方に対して、宅地建物取引士証を提示しなければならないとされており(同法第35条第4項)、当該規定に基づき、確認することが可能である。

3 結論

以上により、本件処分には違法不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、次の文書であると認められる。

- (1) ○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切、又は同氏が宅地建物取引士免許を所持していることが分かる書類一切(宅地建物取引士登録簿証明願を含む)
- (2) ○○○○(茨城県知事許可第○○○○号)代表○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切、又は同氏が宅地建物取引士免許を所持していることが分かる書類一切(宅地建物取引士登録簿証明願を含む)
- (3) ○○○○氏が宅地建物取引士免許取得時に提出した書類一切、又は同氏

が宅地建物取引士免許を所持していることが分かる書類一切(宅地建物取引士登録簿証明願を含む)

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報であるとされ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ これを本件についてみるに、本件開示請求は、上記第2の1のとおり、特定の個人の氏名を記載して請求していることから、本件行政文書が存在しているとすれば、本件行政文書に記載されている情報は、当該特定の個人に係る宅地建物取引士の資格保有の有無が明らかになる情報（以下「本件存否情報」という。）が記載されているものと認められる。

したがって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。

審査請求人は、上記第3の2（1）アのとおり、当該特定の個人の氏名等を既に知っているものであり、実施機関が個人を識別できる情報を開示することにはならない旨主張しているが、情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうか等の個別的事情によって開示又は不開示の決定が影響されるべきものではないと解されているから、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、上記第3の2（1）イのとおり、本件存否情報のうち一部が事業を営む個人の当該事業に関する情報に当たる旨主張しているが、本件存否情報は、単に特定の個人が宅地建物取引士の資格を有しているか否かが明らかになる情報であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 次に、本件存否情報が、条例第7条第1号ただし書のアないしウに該

当するか否かについて検討することとする。

(ア) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

本件存否情報について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると判断すべき事情は認められない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

本件存否情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断すべき事情は認められない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第1号ただし書イにも該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

本件存否情報については、上記特定の個人が公務員等に該当しないため、公務員等の職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ウにも該当しない。

エ 上記アないしウのとおりであるから、本件存否情報は、条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

これを本件についてみるに、上記(1)イ及びウのとおり、本件存否情報は、条例第7条第1号の不開示情報に該当すると認められるところ、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件存否情報を開示することとなると認められる。

よって、実施機関が、条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記の判断に影響を及ぼすもので

はないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和7年 1月14日	諮問受理
令和7年12月18日	審査（令和7年度第9回審査会第一部会）
令和8年 1月22日	審査（令和7年度第10回審査会第一部会）